

第5次 | 四街道市

障がい者 基本計画

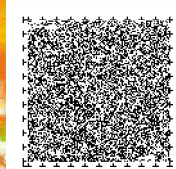
〈令和8年度～令和17年度〉

概要版

令和8年3月



四街道市



計画の背景と趣旨

わが国では、「共生社会」の実現を目指し、障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域でともに暮らし、支え合う社会の構築が重要視されています。その理念のもと、障がいのある人の自立と社会参加を支援する施策が着実に進められてきました。

本市においても、平成10年3月に「四街道市障害者基本計画」、平成14年3月にその後継である「第2次四街道市障害者基本計画」を策定し、障がい者施策を計画的に推進してきました。さらに、平成18年に施行された障害者自立支援法を受け、平成19年3月には「四街道市障害者基本計画・障害福祉計画」を一体的に策定し、生活全般にわたる支援や福祉サービスの充実に取り組んできました。

平成25年には障害者総合支援法が施行され、平成28年には障害者差別解消法が施行されるなど、制度は大きく転換を迎えました。また、同年には国が障害者権利条約を批准し、国際的な人権基準を踏まえた施策の推進が求められるようになりました。

近年では、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域社会の一員として役割を持ち、安心して暮らせる社会の実現に向け、「インクルーシブ社会」の形成が重視されています。とくに、令和6年4月には改正障害者差別解消法が施行され、事業者に対しても「合理的配慮の提供」が義務付けられたことにより、社会全体での理解と対応が一層求められるようになっていきます。

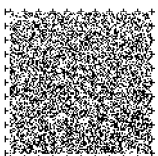
本市では、地域共生社会の実現に向け、障がい者基幹相談支援センターの設置や、地域生活支援拠点等の整備、手話言語条例の制定など、新たな施策に取り組んできました。

こうした社会状況の変化をふまえ、市では、この度新たに「第5次四街道市障がい者基本計画」を策定いたします。本計画は、これまでの取組の成果を継承・発展させるとともに、多様化・複雑化する課題に対応し、障がいのある人の地域での暮らしを支えるための施策を、総合的かつ計画的に推進するための指針とするものです。

計画の期間

本計画の計画期間は令和8年度から令和17年度までの10か年です。

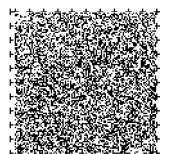
計画期間の中間にあたる令和12年度に中間見直しを行うこととしています。あわせて、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行い、柔軟に対応していきます。



計画の基本理念

障がいの有無に関わらず、すべての人が等しくかけがえのない個人として尊重され、社会の構成員として包み、支え合うというインクルージョンの考え方が大切です。「四街道市地域福祉計画」の基本理念である「みんなが笑顔でつながる やさしいまち 四街道」や国・県における障がい者施策の近年の動向を踏まえ、本計画の基本理念を次のように定めます。

障がいのある人もない人も、
思いやりと支え合いの中で
安心して自分らしく暮らせるまち 四街道



計画の重点目標

重点目標1 共生社会の実現に向けた理解の促進

すべての人が尊重され、ともに暮らせる地域社会を実現するためには、市民一人ひとりの障がいや多様性に対する理解が不可欠です。今後は、障がいのある人とふれあう機会や、学校・地域における福祉教育・人権教育を充実させ、日常的な理解促進を図っていきます。

重点目標2 誰もが利用しやすい情報発信の充実

障がいのある人が必要な情報を的確に得られることは、社会とのつながりや自己決定を支える重要な要素です。誰にとっても使いやすい情報発信を目指し、やさしい日本語の活用やアクセシビリティの向上に努めます。

重点目標3 障がいのある人の防災力向上

災害発生時に障がいのある人が自らの命と暮らしを守るためには、平時からの備えと、特性に応じた具体的な避難行動の確認が重要です。今後は、防災に関する正しい知識や情報をわかりやすく伝えるとともに、個別避難計画の作成支援や避難行動要支援者名簿の活用を通じて、障がいのある人一人ひとりに応じた対策の検討や訓練の充実を図ります。また、地域との連携体制を強化し、災害時にも適切な支援が行える避難体制づくりを推進していきます。

重点目標4 障がいのある子どもを支える切れ目のない支援体制

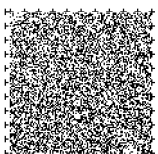
障がいのある子どもの育ちを支えるには、乳幼児期から学齢期、青年期までの一貫した支援が重要です。今後は、福祉・医療・教育が連携し、早期療育、就学支援、進路・就労への移行などライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築していきます。

重点目標5 地域で安心して暮らすための支援基盤の整備

重度の障がいや医療的ケアを必要とする方を含め、誰もが地域で安心して暮らし続けられるよう、地域生活支援拠点の整備を推進します。緊急時の受け入れ体制や相談支援、家族支援など、親亡き後に備えた地域ネットワークづくりの中核となる機能を充実させていきます。

重点目標6 多様な働き方を支える就労支援の充実

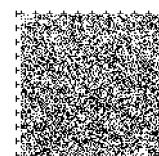
働くことへの不安や課題を抱える障がいのある人に対し、本人の希望や特性に応じたきめ細やかな相談支援を強化します。就労移行・定着支援の充実や企業とのマッチング支援、社会的就労への理解促進など、多様な働き方を支える仕組みを広げます。



計画の施策体系

重点目標の達成を目指すとともに、広い範囲にわたる障がい分野の施策について、四街道市の取組を7つの基本方針に体系化しました。

基本理念	基本方針	施策の方向性
障がいのある人もない人も、思いやりと支え合いの中で安心して自分らしく暮らせるまち 四街道	基本方針1 差別の解消及び権利擁護の推進	(1)差別の解消等に向けた取組 重点1
		(2)成年後見制度の利用促進
		(3)相互理解の促進
		(4)虐待防止の推進
	基本方針2 暮らしやすい生活環境の整備	(1)バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備
		(2)情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実 重点2
		(3)安全・安心なまちづくり 重点3
	基本方針3 療育・保育・教育の充実	(1)早期療育体制の充実 重点4
		(2)一人ひとりに応じた教育の推進
	基本方針4 保健・医療の推進	(1)保健・医療の充実
	基本方針5 自立した生活支援の充実	(1)地域生活への移行支援 重点5
		(2)相談支援体制の充実
		(3)自立生活支援の充実
		(4)サービスの質の向上、人材の確保・育成
	基本方針6 雇用・就労の促進	(1)雇用・就労機会の拡大
		(2)一般就労への移行と定着の支援 重点6
	基本方針7 社会参加の拡充	(1)文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実
		(2)社会参加活動の促進
		(3)地域福祉活動の促進



基本方針1 差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 差別の解消等に向けた取組

- | | | |
|----------|------------------------------|-----------|
| 推進
施策 | ● 行政サービスにおける配慮 | ● 権利擁護の推進 |
| | ● 障がいに関する市民及び地域の理解の促進（重点目標1） | |

(2) 成年後見制度の利用促進

- | | |
|----------|--------------------|
| 推進
施策 | ● 成年後見制度の利用促進 |
| | ● 日常生活自立支援事業の周知・普及 |

(3) 相互理解の促進

- | | | |
|----------|-----------------------------|---------------|
| 推進
施策 | ● 社会教育における福祉教育の推進 | ● 交流及び共同学習の充実 |
| | ● 地域子育て支援拠点（子育て支援センター）事業の充実 | ● 福祉教育の推進 |

(4) 虐待防止の推進

- | | |
|----------|------------------|
| 推進
施策 | ● 虐待の防止及び早期発見の推進 |
|----------|------------------|

基本方針2 暮らしやすい生活環境の整備

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備

- | | | |
|----------|-------------------|-----------------------|
| 推進
施策 | ● 道路環境の整備 | ● 住宅のバリアフリー化の推進 |
| | ● 路上障害物の除去 | ● 公共施設のユニバーサルデザイン化の推進 |
| | ● 公共施設のバリアフリー化の推進 | |

(2) 情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実

- | | | |
|----------|------------------------|------------------|
| 推進
施策 | ● 情報提供の充実 | ● 手話通訳者の派遣と配置 |
| | ● わかりやすい情報発信の推進（重点目標2） | ● ウェブアクセシビリティの推進 |

(3) 安全・安心なまちづくり

- | | | |
|----------|------------------------|---------------------|
| 推進
施策 | ● 避難行動要支援者対策の充実（重点目標3） | ● 消費者被害・トラブルの対応及び防止 |
| | ● 災害に強いまちづくり（重点目標3） | |

基本方針3 療育・保育・教育の充実

(1) 早期療育体制の充実

- | | | |
|----------|------------------------------|----------------------|
| 推進
施策 | ● 障がいのある子どもへの切れ目のない支援（重点目標4） | |
| | ● 早期発見・早期療育に向けた体制整備 | ● ことばの相談事業の充実 |
| | ● 保育所等における受け入れの拡充 | ● 私立幼稚園等特別支援教育運営費の補助 |
| | ● こどもルームにおける受け入れの拡充 | |

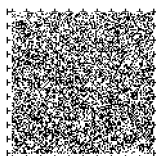
(2) 一人ひとりに応じた教育の推進

- | | | |
|----------|------------------|---------------|
| 推進
施策 | ● 特別支援学級の設置 | ● 特別支援教育研修の推進 |
| | ● 特別支援教育就学奨励費の支給 | ● 特別支援教育の充実 |

基本方針4 保健・医療の推進

(1) 保健・医療の充実

- | | | |
|----------|---------------------|------------------|
| 推進
施策 | ● 健診・検診の受診しやすい環境づくり | ● 精神保健対策の充実 |
| | ● 医療に関する情報提供の充実 | ● 障がいの原因となる疾病の予防 |



基本方針5 自立した生活支援の充実

(1) 地域生活への移行支援

- 推進
施策
- 地域生活支援拠点等の整備（重点目標5）
 - グループホーム等の入居者への家賃補助

(2) 相談支援体制の充実

- 推進
施策
- 基幹相談支援センターの運営
 - 重層的支援体制の整備
 - 介助者への支援

(3) 自立生活支援の充実

- 推進
施策
- 障害福祉サービスの実施
 - 福祉タクシー制度の実施
 - 地域生活支援事業の実施
 - 福祉有償運送の利用促進
 - 統合負担上限額の管理
 - 公共交通機関の利用料の減免
 - 家庭ごみの戸別収集
 - 通所施設交通費の助成

(4) サービスの質の向上、人材の確保・育成

- 推進
施策
- 相談支援の効果的な実施
 - 手話通訳者養成研修の実施

基本方針6 雇用・就労の促進

(1) 雇用・就労機会の拡大

- 推進
施策
- 関係機関との連携による就労の支援
 - 作業工賃増加への支援

(2) 一般就労への移行と定着の支援

- 推進
施策
- 障がいのある人への自立・就労支援（重点目標6）

基本方針7 社会参加の拡充

(1) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実

- 推進
施策
- スポーツ活動の促進
 - 生涯学習事業の利用促進

(2) 社会参加活動の促進

- 推進
施策
- 障害者手帳によるサービスの拡充
 - 福祉ショップの運営に対する支援

(3) 地域福祉活動の促進

- 推進
施策
- ボランティア活動の充実
 - 地域づくりへの参加促進
 - NPOに対する支援の充実
 - 地域福祉施設の整備
 - 民生委員活動への支援

第5次四街道市障がい者基本計画【概要版】

令和8年3月発行

発行：四街道市役所 福祉サービス部 障がい者支援課
〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話 043-421-6122

FAX 043-421-2676

